

令和 5 年

第 1 回臨時輪之内町議会会議録

令和 5 年 5 月 22 日 開会
令和 5 年 5 月 22 日 閉会

輪之内町議会

第 1 回臨時輪之内町議会会議録目次

5月22日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
仮議席の指定	3
議長の選挙	3
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
副議長の選挙	6
常任委員会委員の選任及び議会運営委員会委員の選任	8
安八郡広域連合議会議員の選挙	9
議案上程	9
町長提案説明	9
議第26号（提案説明・質疑・討論・採決）	10
議第27号（提案説明・質疑・討論・採決）	18
議第28号（提案説明・質疑・討論・採決）	20
議第29号（提案説明・質疑・採決）	22
閉会	24
会議録署名議員	25

令和5年5月22日開会 第1回臨時輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

令和5年5月22日

○議事日程（第1号）

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長選挙について

（追加日程）

日程第1 議席の指定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 副議長選挙について

日程第5 常任委員会委員の選任について

日程第6 議会運営委員会委員の選任について

日程第7 安八郡広域連合議会議員の選挙について

日程第8 議案上程

日程第9 町長提案説明

日程第10 議第26号 専決処分の承認について

令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）

日程第11 議第27号 専決処分の承認について

輪之内町税条例の一部を改正する条例

日程第12 議第28号 専決処分の承認について

輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第13 議第29号 輪之内町監査委員の選任について

○本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2の各事件

追加日程第1から追加日程第13までの各事件

○出席議員（9名）

1番	田中実	2番	大橋慶裕
3番	林日出雄	4番	浅野重行
5番	浅野進	6番	上野賢二
7番	高橋愛子	8番	小寺強
9番	田中政治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	長屋英人
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田内満昭
教育課長	野村みどり	福祉課長	伊藤早苗
経営戦略課長	菱田靖雄	建設課長	大橋勝弘
土地改良課長	松岡博樹	産業課長	松井和明
住民課長	岩田好弘		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時31分 開会)

○議会事務局長（中島広美君）

皆様、おはようございます。

事務局長の中島でございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の高橋愛子議員を御紹介いたします。高橋議員、議長席にお着きください。

(年長議員 高橋愛子君議長席に着席)

○臨時議長（高橋愛子君）

ただいま紹介されました高橋愛子です。地方自治法の規定によって臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員数は9名です。全員出席でありますので、令和5年第1回臨時輪之内町議会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○臨時議長（高橋愛子君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

○臨時議長（高橋愛子君）

日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

(「議長」の声あり)

○臨時議長（高橋愛子君）

はい。

○5番（浅野 進君）

投票方法でお願いします。

○臨時議長（高橋愛子君）

投票との意見がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○臨時議長（高橋愛子君）

ただいまの出席議員数は9名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に田中実君、大橋慶裕君及び林日出雄君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○臨時議長（高橋愛子君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（高橋愛子君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○臨時議長（高橋愛子君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いします。

(投票)

○臨時議長（高橋愛子君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（高橋愛子君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

田中実君、大橋慶裕君及び林日出雄君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長（高橋愛子君）

選挙の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、小寺強君7票、浅野進君1票、上野賢二君1票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は2.25票です。

したがって、小寺強君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（高橋愛子君）

ただいま議長に当選されました小寺強君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

小寺強君、あなたは議長に当選されました。議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。

○8番（小寺 強君）

ただいまは議長という要職を、皆様方の御支援のたまもので要職に就くことができました。

今後は皆様方と一緒に頑張ってまいりたいと思います。そして、職員の皆さん、そして議員の皆様とワンチームになり、輪之内町発展のために一生懸命尽くす覚悟でございます。今後ともどうぞよろしくお願いします。どうもありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（高橋愛子君）

小寺強議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は終了しました。御協力ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(午前9時42分 休憩)

(午前9時44分 再開)

(議長 小寺強君議長席に着席)

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（小寺 強君）

追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいまの着席のとおり指定をいたします。

○議長（小寺 強君）

追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、1番 田中実君、5番 浅野進君を指名します。

○議長（小寺 強君）

追加日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

○議長(小寺 強君)

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

(「議長」の声あり)

○議長(小寺 強君)

5番 浅野進君。

○5番(浅野 進君)

投票をお願いします。

○議長(小寺 強君)

投票との意見がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(小寺 強君)

ただいまの出席議員数は9名です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に浅野重行君、浅野進君及び上野賢二君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○議長(小寺 強君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（小寺 強君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番にお願いします。

(投票)

○議長（小寺 強君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

浅野重行君、浅野進君及び上野賢二君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長（小寺 強君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票ゼロです。

有効投票のうち、高橋愛子君 7 票、上野賢二君 1 票、浅野進君 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2. 25 票です。

したがって、高橋愛子君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（小寺 強君）

ただいま副議長に当選されました高橋愛子君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

高橋愛子君、あなたは副議長に当選されました。副議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

高橋愛子君。

○7 番（高橋愛子君）

このたび議員の皆さん方の御支援をいただきまして、町議会副議長の要職に就かせていただくことになり、誠にありがとうございます。同時にその責任の重大さを痛感するものでありますが、議長をサポートし、副議長の名を汚さぬよう精いっぱい努力して

いきたいと思います。議員の皆様方の御指導御鞭撻を賜りますようお願いいたしまして、御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（小寺 強君）

暫時休憩します。

（午前9時54分 休憩）

（午前10時36分 再開）

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（小寺 強君）

追加日程第5、常任委員会委員の選任及び追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、議長が指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

総務産業建設常任委員会委員には、田中実君、大橋慶裕君、林日出雄君、浅野重行君、浅野進君、上野賢二君、高橋愛子君、小寺強、田中政治君を指名します。

文教厚生常任委員会委員については、田中実君、大橋慶裕君、林日出雄君、浅野重行君、浅野進君、上野賢二君、高橋愛子君、小寺強、田中政治君を指名します。

議会運営委員会委員には、林日出雄君、高橋愛子君、田中政治君、上野賢二君を指名します。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の任期は、委員会条例第3条第1項の規定によって、おおむね1年と定めることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員及び議会運営委員の任期は、おおむね1年とすることに決定しました。

これから常任委員会及び議会運営委員会において委員長及び副委員長を互選願います。暫時休憩します。

(午前10時39分 休憩)

(午前10時39分 再開)

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告します。

総務産業建設常任委員会は、委員長 浅野重行君、副委員長 林日出雄君です。

文教厚生常任委員会は、委員長 大橋慶裕君、副委員長 田中実君です。

議会運営委員会は、委員長 林日出雄君、副委員長 高橋愛子君です。

○議長（小寺 強君）

追加日程第7、安八郡広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

委員の推薦及び選挙の方法については、議長の指名にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

安八郡広域連合議会議員には、小寺強、高橋愛子君、大橋慶裕君を指名いたします。

○議長（小寺 強君）

追加日程第8、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

追加日程第9、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

改めまして、おはようございます。

吹く風も、はや夏めいてまいりましたが、議員各位におかれましては、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

さて、先ほどは議長をはじめ、議会の構成も行われ、体制が確立をされたところでございます。今後とも、議会と執行部との連携を密にしながら、住民本位の行政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、本日提出させていただきます議案の提案内容について御説明を申し上げます。

提出議案は、専決処分3件と人事案件1件でございます。

まず、議第26号の専決処分の承認については、令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）でございます。

予算規模は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,691万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億6,591万3,000円と定めるものでございます。

主な内容としては、コロナワクチンの接種、これは春の接種分に要する事務費、接種体制の準備経費のほか、ワクチン接種の際に必要な医療資材等の経費等を計上したもので、4月3日付で専決処分を行っております。

続いて、議第27号の専決処分の承認につきましては、地方税法等が改正されたことに伴い、輪之内町税条例等の一部を改正する条例を専決処分、また議第28号の専決処分の承認についても、同じく地方税法等の改正に伴い、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をそれぞれ3月31日付で専決処分をしておりますので、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

続いて、議第29号 輪之内町監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、新しく監査委員として田中政治氏を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

議案の説明につきましては以上でございます。御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（小寺 強君）

追加日程第10、議第26号 専決処分の承認について、令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

それでは、議第26号について御説明させていただきます。

議案書の1ページを御覧ください。

議第26号 専決処分の承認について。令和5年4月3日地方自治法第179条の規定により、専決処分をしたので報告し、その承認を求めるものとする。令和5年5月22日提出、輪之内町長でございます。

次に、2ページを御覧ください。

専決処分書。地方自治法第179条の規定により、次のとおり専決処分するものとする。令和5年4月3日、輪之内町長でございます。

専決処分をしたものは、専決第4号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）でございます。

3ページをお願いします。

専決第4号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）。令和5年度輪之内町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,691万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億6,591万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年4月3日専決、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の4ページと5ページにつきましては、補正予算（第1号）を款項の区分で集計をした第1表 歳入歳出予算補正でございます。

予算の詳細につきましては、別冊の事項別明細書により御説明をさせていただきますが、今回の補正予算（第1号）の内容は2点です。

1つは、社会福祉協議会との人事交流に要する経費。もう一つは、コロナワクチンの接種経費のうち、現在実施中の春開始接種に要する事務費や接種体制の準備経費のほか、医療資材等の経費を計上したものでございます。

まずもってワクチン接種の概要について御説明をさせていただきます。

令和5年度は、春開始接種5月から8月と、秋開始接種9月から12月の2つの期間に対象者を分けて実施をいたします。5月から8月の春開始接種では、高齢者、基礎疾患を有する方、医療介護従事者を対象とし、9月から12月の秋開始接種では、5歳以上の全員を対象として実施することとされております。

繰り返しになりますが、今回の補正予算（第1号）は、春開始接種を実施する経費を計上したもので、その実施に当たり、所要の体制整備や準備期間を確保する観点から、議会の開催を待つのではなく、それよりも早急に対応すべきと判断をし、専決をさせていただいたというものでございます。

それでは、歳出予算から御説明をいたしますので、事項別明細書の6ページをお願いします。

款3.項2.目1.高齢者福祉総務費の502万1,000円は、現在、地域共生社会の実現とそれに向けての体制整備が国により推進をされております。その一環として、当町ではこれまでも社会福祉協議会から職員1名の派遣を受け入れ、その連携を強化してまいりましたが、令和5年度もそれを継続することとし、所要の経費を計上したものでございます。

次、7ページをお願いします。

款4.項1.目2.予防費の2,189万2,000円は、冒頭に御説明をしたコロナワクチンの春開

始接種に必要な経費を計上したものでございます。

節1. 報酬の97万4,000円から節8. 旅費の3万6,000円までと、節11. 役務費のうち保険料の21万4,000円、節12. 委託料のうち時間外・休日接種会場の医療従事者派遣事業委託料42万8,000円は、ワクチン接種に携わる医師、看護師、職員、会計年度任用職員に係る人件費などの人の配置に必要な経費を計上したものでございます。

節10. 需用費の73万円は、ゴム手袋や宛名シールなどの衛生資材やその他消耗品、従事者のお茶、ワクチン接種の日程案内や接種後の注意、折り込みチラシなどの印刷、救急薬品や注射器などの医療資材を購入するものでございます。

節11. 役務費のうち、通信運搬費の92万5,000円と手数料の60万円は、ワクチン接種券や接種日時、通知はがきの郵送代と電話代、国保連合会への審査支払手数料を支払うものでございます。

節12. 委託料のうち、予防接種委託料の461万8,000円は、町民が他市町村の集団接種会場でワクチン接種を受けた場合の接種費用を当該市町村に支払うもののほか、医療機関で個別接種を受けた場合の接種費用を当該医療機関に支払うものでございます。

警備委託料の15万円は、役場駐車場と保健センターとの間の道路を横断する際の安全を確保するため、警備員1名を配置するものでございます。

接種券作成委託料の74万4,000円は、文字どおりになりますが、ワクチン接種券を作成するものでございます。

オペレーター派遣委託料の263万4,000円とコールセンターシステム運用委託料の234万9,000円は、ワクチン接種はこれまでと同様、完全予約制により実施をいたしますので、その情報を管理する予約システムの運用と併せまして、電話予約に対応するオペレーター2名の派遣を受けるものでございます。

節13. 使用料及び賃借料の57万5,000円は、保健センターの玄関前になりますが、待合席を設営するため、パイプ TENT 3張りを借り上げるものでございます。

続いて、歳入の御説明をいたします。

戻りますが、3ページをお願いします。

款14. 項1. 国庫負担金の790万1,000円と、下の枠になりますが、款14. 項2. 国庫補助金の1,094万2,000円は、コロナワクチンの接種に当たり、国から負担金と補助金をそれぞれ受け入れるものでございます。

飛びますが、5ページをお願いします。

款20. 項5. 目5. 雑入の11万3,000円は、歳出の予防接種委託料とは逆のケースになりますが、町外者が当町の集団接種会場でワクチン接種を受けた場合に、その町外者の住所地へ請求をしたワクチン接種費用を受け入れるものでございます。50名分を想定しております。

また戻りまして、4ページをお願いします。

款19. 繰越金の795万7,000円は、歳入予算を調整するため繰越金を計上したものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議を賜りますようよろしく願いをいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

何点かお尋ねしたいんですけれども、最近、新聞ではコロナの感染状況というのは何も報道されなくなりました。輪之内町はどうなっているのかということも、私いつも関心を持っておるんですけれども、感染者が増えているのか、減っているのか、ゼロなのか、その辺が何も情報としては伝わってきておりません。今後どのようになっていくものなんですかね、コロナというのは、なくなっていくのか増えていくのか、その辺はどんなふうに見通しはできているんでしょうか、お尋ねします。

○議長（小寺 強君）

浅野進議員さんに、予算とコロナの関係上の質疑はちょっと違っているような気がします。

○5番（浅野 進君）

この予算はほとんどコロナ関係なので。

○議長（小寺 強君）

伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

直近の輪之内町の感染者数は、2,484名の感染者が出ております。

それで、今後の感染者の増えていくのか減っていくのかという動向のほうにつきましては、今のところ、それほど感染者が増えている状況ではないと思います。若干の感染者は少しは出ておりますけれども、今のところ落ち着いているのではないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきたいと思います。

今回の補正予算は、当初予算を3月18日に議決しまして、僅か2週間あまりで専決処分をしていました。これは本当に緊急性があり議会を開催するのが困難でありましたか。

専決処分は、議会の議決権を奪い、審査なしに予算の執行ができます。専決処分後は予算が支出され、既成事実がつくられて、議会は承認するしかありません。なぜ3月議会最終日に予算計上しなかったのかと。税条例、国保税条例の専決処分は、全国一律に4月1日に法律を有効にするため、日本国民全てに影響しますので、3月31日の専決処分は私は理解できます。

仕事が忙しい、急いでやりたい、議会にかけるとどうなるか分からない、予算が使えないのではないかと心配した結果、緊急性の関係なしに専決処分をしたのではないかと。そういった専決処分をすれば、ある意味やったもん勝ちになってしまいますので、その辺をよく検討していただきたい。なぜかといいますと、これは大切な税金の使い方です。安易な専決処分は地方自治の理念性の否定につながるわけです。この専決処分のなぜ2週間後にしたかという理由をお聞きしたいのと、2つ目は、補正予算の中にある事項別明細書7ページ、時間外勤務197万7,000円の積算内容を詳しく教えていただきたいと思っています。以上です。

○議長（小寺 強君）

経営戦略課長 菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

私のほうからは、なぜ専決をしたかという部分について御説明をさせていただきます。

ワクチン接種で春開始接種、それから秋開始接種と2つの期間に分けて行われますが、春開始接種は、厚労省のほうは5月8日から開始することが望ましいということで指示が下りております。したがって、それまでの準備期間等を確保する観点、それからコロナも弱毒化しているとはいっても、まだまだ脅威がありますので、住民の生命、健康を守るためにもできるだけ早く輪之内町としても着手するのがいいだろうと、そういった観点から専決処分させていただいたということでございます。

○議長（小寺 強君）

福祉課長 伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

事項別明細書の7ページの職員手当等に係る時間外手当197万7,000円につきまして、内訳のほうを説明させていただきます。

こちらにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る正規職員の時間外で、5月から8月接種分について予算のほうを計上しております。

まず平日の時間外といたしましては、経営戦略課長も説明のときに申し上げておりますが、接種の接種券発送準備とか予約はがき、当日の名簿作成や関係機関との連絡、調

整に係る準備作業を行っております。

もう一つ、休日の時間外といたしましては、接種当日の受付、案内、問診、ワクチン接種後の処理などを行うものでございます。

平日の業務は、保健センター6名の職員で、月に5回を予定して、2時間を計上しております。また、接種日を休日の土曜日の予定を5日間計画いたしております、役場職員が8名、1回当たり6時間、それから保健センターの職員は6名、少し早く出て遅くまでおりますので、1回当たり10時間ほどを計上しております。緊急時等にも対応できるような形で予算計上をしております。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

再度お聞きします。

経営戦略課長の話ですと、急にやらんならんでやると、先ほど言いましたように仕事を急いでやりたいということだと思んですが、国がもっと先に言っていたら3月の当初予算の中に入れられたと私は思っております。その辺もう一度お願いしたいということと、時間外の話ですけど、役場の職員は時間外勤務をしておるわけですが、今回の予算で組んであるんですが、企業の労働者というのは、労働基準法の36条が適用されないと、役場の職員は、ということであまり配慮していないのかも分かりませんが、三六協定がなくても、国家公務員は人事院規則によって、地方公務員は地方公務員法によって1か月当たり45時間、1年に360時間の制限がされております。災害時は、特例勤務のほかは規定の時間外を超えると法律違反になります。

2019年4月に働き方関連法案によって時間外勤務の条件が設けられたということは御承知かと思いますが、役場の職員に超苛酷な過労働をさせて、職員の未来を奪ってはいけません。担当しかできない仕事だから時間外を組んで働けど、お金を渡すから働けじゃなくして、担当者の仕事に補助者をできるだけつけるようにして、そういった予算を組んだほうが私はいいのかなというふうに思っております。お金を渡すから働けであったら倒れちゃいますから、担当者が。補助の方をつけるような予算計上をしたらどうかというふうに思っております。

それから念のために、時間外の話が出たのでお聞きしますが、労働安全衛生法によって、常時パートを含む50人以上の職場では、1人以上の衛生管理者を置き、週1回職場を巡回するという定めがございます。

そこでお聞きします。

輪之内町役場はどなたが衛生管理者で、先週の職場巡回の曜日と時間を教えていただけますか。これは法律遵守に基づく質問ですので、正確な答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（小寺 強君）

経営戦略課長 菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

今回のワクチン接種につきましては、国のほうは、3月の上旬か中旬ぐらいのところ
で春と秋に分けて実施するという情報はありましたけれども、補正予算を組むに当たっ
ての詳細な情報というのは、その時点ではまだ下りておりませんでした。来たのは3月
下旬というふうで聞いたかと思いますが、したがいまして、今回のような専決処分とい
うことになったわけでございます。以上です。

○議長（小寺 強君）

暫時休憩します。

（午前11時04分 休憩）

（午前11時08分 再開）

○議長（小寺 強君）

休憩前に続き会議を再開いたします。

参事 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

田中実議員の御質問にお答えします。

労働安全に関して、まず衛生管理者は誰かということですが、総務課長であ
ります私でございます。

次に、衛生管理者の仕事というのは種々あります。

その前に、田中実議員がおっしゃったように、お金を出すから仕事をやれというやっ
ぱり職場環境というのは、私もそれはいかなものかというふうに思います。やはり健
康な心身があつていいパフォーマンスの仕事ができるというふうに思っておりますので、
苛酷な労働条件というそういった環境を与え続けるというのは、やっぱり管理者として
はいかなものかというふうに常々思っております。

その中で、衛生管理者の仕事というのは、健康診断の計画を立てるとか、その診断の
結果の管理、そして週に1度以上の職場巡視、あとはストレスチェックの実施、あとは
それにもたれた衛生教育というのがあります。そのほか、産業医を設けて職場環境の改
善をするという様々な仕事がありまして、それで私どももストレスチェックとか、産業
医につきましては指定させていただいて、そのストレスチェックの結果、そして健康診
断の結果にもたれ、産業医のところに相談に行きなさいというような指導もさせていた
だいております。

週に1度以上の職場巡視ということですが、これに関しては何曜日にやる
というふうな明確な規定はございません。決めてはおりません。

御案内のように、小さな職場でございますので、やはりいろんな体調に不調を来しておるとか、この職員ちょっと最近忙し過ぎへんかなとか、そういったのはやっぱり分かりますので、やっぱり経験値でいうとコロナワクチン接種が佳境のとき、特に保健センター職員、主に保健師ですけれども、本当に苛酷な労働をさせていたというのは事実でございます。しかしながら、到着点といいますか、ある程度期限が来ればそれは収束するというので、とにかく私のほうから担当課長も含め職員には、早く帰れるときには帰って、切り替えて仕事をしてくれというふうな指導は常々やっておりましたし、やっぱりそういうことで職員は「人財」、人の財産でありますから、やはりこの財産を苛酷な労働によって失うわけにはいきませんので、そういった意識を持って私のほうはさせていただきます。

田中実議員がおっしゃった御意見というのは、私も意見を異にするものではありませんし、改めての御指摘、非常にありがたく思います。そういった意味からも、今後、法にのっとなって、よりよい職場環境に努めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長(小寺 強君)

1番 田中実君。

○1番(田中 実君)

どうも参事、ありがとうございました。

大変参事は労働行政に精通してみえて、職員のことを思ってみえることがよく分かりましたので、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長(小寺 強君)

これで質疑を終わります。

これから議第26号の討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第26号、令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

追加日程第11、議第27号 専決処分の承認について、輪之内町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

税務課長から議案説明を求めます。

税務課長 田内満昭君。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田内満昭君）

それでは、説明させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。

議第27号 専決処分の承認について。地方自治法第179条の規定により、令和5年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。令和5年5月22日提出、輪之内町長でございます。

次の7ページが専決処分書、8ページからが改め分になります。

今回の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、輪之内町税条例の一部を改正しましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正点は、軽自動車税のグリーン化特例の延長や令和6年度に国が課税を開始する森林環境税に関する改正などです。

改正部分は新旧対照表にて説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

初めに、第26条の10、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除について。

現行は、所得税の申告で控除できなかった配当割額等を町県民税から還付または充当しておりますが、森林環境税の導入に伴い、改正案のとおり「森林環境税」を加え、充当の文言を「納付し、若しくは納入」に改めるものです。

次の第28条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書は、扶養親族申告書の記載事項簡素化のため、第2項を追加するものです。

次、3ページの第29条の2、こちらは森林環境税導入に伴い、見出しの「個人の町民税の徴収の方法等」を加え、第3項を追加するものです。森林環境税は、個人の町民税の均等割を賦課徴収する場合に併せて賦課徴収します。

次の31条、個人の町民税の納税通知書も森林環境税導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税を加えるものです。

次の4ページの第32条の2の2、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収は、森林環境税導入に伴い、第1項の特別徴収の方法により徴収する町民税に森林環境税を加える

ものです。

また、6ページの第6項は、退職者等の徴収方法に関する規定を追加するものです。

次の32条の4、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等は、施行規則に様式が新設されたことにより追加するものです。

続いて、7ページの第32条の5から9ページの第32条の5の6までは、こちらも森林環境税導入に関する法律の施行に伴い、改正された地方税法に併せて条項及び文言を改めるものです。

続いて、10ページの第32条の6及び11ページの第32条の8は、施行規則に法人の町民税に係る様式が新設されたことにより追加するものです。

次に、12ページの第66条、軽自動車税の種別割の税率は、第1号の原動機付自転車に、この区分エの3輪以上の特定小型原付を除外するものです。

次に、13ページの第80条及び14ページの第83条は、施行規則にたばこ税に係る様式が新設されたことにより追加するものです。

14ページの中段からは、附則に関する改正です。

第7条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例は、適用期限を令和9年度まで延長するものです。

15ページ以降は、法律改正に併せて臨時的措置に係る規定の削除や適用期限の延長等の整備をするものです。

このうち軽自動車税に関する改正について、24ページをお開きください。

第14条の2、環境性能割の賦課徴収の特例は、燃費性能に不正があった場合、納税不足額を自動車メーカーから徴収する際に加算する割合を「100分の10」から「100分の35」に引き上げるものです。

また、第15条、種別割の税率の特例は、25ページの第2項電気自動車等のグリーン化特例の適用期限を令和8年3月31日まで延長するものです。

グリーン化特例の軽減率については、新規登録した年度の翌年度に限り、環境性能に応じて75%、50%、25%軽減いたしますが、27ページの第4項で、25%軽減対象車両の適用期限については、28ページの改正案のとおり、1年短い令和7年3月31日までの2年間とするものです。

では、議案書の14ページにお戻りください。

附則について、第1条では、この改正条例は令和5年4月1日から施行するものとし、ただし書で各号に定める日から施行すると定めております。

第2条から15ページの第4条までは、各税目に関する経過措置を規定しております。

説明は以上です。御審議を賜りますようよろしくお願いします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第27号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第27号 専決処分の承認について、輪之内町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

追加日程第12、議第28号 専決処分の承認について、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

税務課長から議案説明を求めます。

田内満昭君。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田内満昭君）

それでは、説明させていただきます。

議案書の16ページをお開きください。

議第28号 専決処分の承認について、地方自治法第179条の規定により、令和5年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。令和5年5月22日提出、輪之内町長でございます。

次の17ページが専決処分書、18ページが改め文になります。

今回の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正しましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正点は、法律の改正に対応する規定の書きぶり合わせるものです。

改正部分は、新旧対照表にて説明させていただきます。

新旧対照表の31ページをお開きください。

初めに、第23条の2、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例については、現行の「第24条の2」の条項を「第24条の2第1項」とするものです。

次の第24条の2、特例対象被保険者等に係る申告は、第2項に規定する提示書類を32ページのとおり、「雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知」とするものです。

次の附則第2項については、現行の下線部分「第23条第1項」の条項を「第23条」とするもので、以下37ページの第13項まで同様の改正となります。

議案書の18ページにお戻りください。

附則について、第1項ではこの条例は令和5年4月1日から施行するものとし、第2項に適用区分を定めております。

説明は以上です。御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきたいと思います。

特例対象被保険者というのは、世間でいういわゆる非自発的失業者制度でありまして、平成22年度からこの制度が始まりました。これは国保税が減免される制度です。この制度を利用して国保税を軽減された方は、軽減する場合は必ず届出をしないと国保税が軽減することができません。

輪之内町の町民の皆さんは、5年間でどのくらい助かったのか、つまりどのくらい申請があったかということをお聞きしたいのと、この制度の広報はどうやって町民の皆さんにしておるかということの2点をお聞きしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

税務課長 田内満昭君。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田内満昭君）

それでは、田中議員の御質問にお答えします。

先ほど説明しました新旧対照表の31ページの第23条の2が特例対象被保険者等に係る規定でございますが、直近5年間の申請者数は27名、特に新型コロナの影響で令和2年度には倍増しております。

また、この広報につきましては、先ほど改正の中にありました雇用保険の受給資格者証に対象者となるかどうかという判別できるコードが記載しておりますので、そちらで確認しておりますが、この周知方法につきましては、ホームページ及び本算定の納税通知書に小冊子を同封しております。また、国保に加入される方については、窓口で確認をさせていただきます。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

大変明確な答弁をいただきましてありがとうございます。

コロナは大変ですので、町民の皆さんの国保税をできるだけ軽減して、助けてあげていただきますよう、今後とも広報に努めていただきますことをよろしくお願いいたします。質問を終わらせていただきます。

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第28号の討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第28号 専決処分の承認について、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

追加日程第13、議第29号 輪之内町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、田中政治君の退場を求めます。

(9番 田中政治君退場)

○議長(小寺 強君)

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長(荒川 浩君)

それでは、お手元に配付されました議第29号につきまして説明をさせていただきます。

議第29号 輪之内町監査委員の選任について。地方自治法第196条第1項の規定により、下記の者を監査委員として選任したいので、議会の同意を求める。令和5年5月22日提出、輪之内町長でございます。

住所におきましては、輪之内町藻池新田5281番地、お名前は、田中政治さん、生年月日は、昭和25年11月30日。任期でございますが、本日議会の御同意をいただければ、令和5年5月22日から議員の任期によるということでございます。以上でございます。

○議長(小寺 強君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長(小寺 強君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議第29号を採決します。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第29号 輪之内町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

田中政治君の入場をお願いします。

(9番 田中政治君入場)

○議長(小寺 強君)

お諮りします。

次期議会(定例会までの間に開かれる臨時議会を含む)の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査としたいと思っております。御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

○議長（小寺 強君）

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもちまして、令和5年第1回臨時輪之内町議会を閉会いたします。

本日は大変御苦勞さまでした。

（午前11時32分 閉会）

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年5月22日

輪之内町議会 臨時議長 高橋愛子

議長 小寺強

署名議員 田中実

署名議員 浅野進